

○青山学院大学旅費に関する細則

(2005年1月31日学部長会承認)

改正 2010年4月13日 2015年12月15日

2016年3月30日 2017年9月15日

(趣旨)

第1条 この細則は、学校法人青山学院旅費規則(以下「旅費規則」という。)第14条の規定に基づき、青山学院大学(以下「本学」という。)における旅費の取り扱い等について必要な事項を定めるものとする。

(役職者の校務出張)

第2条 大学宗教部長、図書館長、図書館分館長、学生部長、学生部副部長、就職部長、情報メディアセンター所長、国際センター所長、外国語ラボラトリー所長、保健管理センター所長、学生相談センター所長、総合研究所長、WTO研究センター所長、青山スタンダード教育機構長及び青山スタンダード教育機構副機構長が旅費規則第2条第1号に規定する校務出張をする場合の旅費は、旅費規則別表(2)の区分B欄を適用する。

(研究又は調査若しくは教育指導上必要な出張)

第3条 旅費規則第2条第3号に規定する研究又は調査のための出張若しくは同条第4号に規定する教育指導上必要な出張をする場合については、以下のとおりに取り扱うものとする。

(1) 旅費は、旅費規則別表(2)の区分A欄又はB欄に該当する者であっても、出張者の職位により、区分C欄からE欄までのいずれかを適用する。

(2) 日程の制限については、別表に規定する。

(学外団体の主催する会合への出張)

第4条 教職員が学会等学外団体の主催する会合又は各種研修会等のために出張する場合は、旅費規則第3条に規定する手続の際に、そのことを証明する書類の写しを出張伺書に添付するものとする。

(本学専任教職員以外の者による出張)

第5条 本学専任教職員以外の者が本学の教育研究に必要な出張をする場合には、旅費規則及びこの細則を準用する。

2 前項の取り扱いに当たっては、出張者の本務先での職位等を勘案し、その都度適用する旅費の支給区分を決定する。

(改廃手続)

第6条 この細則の改廃は、学部長会の意見を聴いた後、学長がこれを行う。

附 則

この細則は、2005年4月1日から施行する。

附 則(2010年4月13日)

この細則は、2010年4月14日から施行し、2010年4月1日から適用する。

附 則(2015年12月15日)

この細則は、2015年12月16日から施行し、2015年4月1日から適用する。

附 則(2016年3月30日)

この細則は、2016年3月31日から施行する。

附 則(2017年9月15日)

この細則は、2017年10月1日から施行する。

別表(第3条関係)

	出張の目的	日程の制限
1	学会に研究発表又は列席するために若しくは学術研究のため出張する場合	授業期間中の出張については、1回につき4泊5日以内とする。
2	授業の一部である見学旅行又は研究のために学生を引率する場合	
3	自己の指導するゼミナールグループ合宿のために出張する場合	1回につき3泊4日を限度とする。
4	自己の指導するアドバイザーグループの旅行に同行出張する場合	1回につき2泊3日を限度とする。
5	本学公認のクラブ又はサークルの合宿等に監督として出張する場合	1回につき3泊4日を限度とする。